

第4期雲南市農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 平成26年2月17日(月) 14:35~16:15

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(35)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典
13番 高橋敬二	14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義
17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博
31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 19番 白築 進 28番 高田 耕

早退委員(2名) 25番 名原玲子

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第186号 農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について
- ・議第187号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議題188号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・議第189号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第190号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第191号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p>ただ今から平成26年第32回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は35名であります。欠席委員は19番白築委員、28番高田委員から欠席届が出ております。また、25番名原委員から早退届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第32回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、27番藤原委員、29番加藤委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは次に、「議第186号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをご覧ください。「議第186号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」です。</p> <p>法人の名称は、「農事組合法人夢ファーム延命の里」です。場所は、大東町山田地区の荒井町自治会内です。先般1月19日に創立総会が開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところです。元々、機械利用型の共同組合でやっていたらっしゃいましたが、農業生産の共同化と</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>効率的な生産のコスト削減などの話しを進められ、平成23年3月に荒井町営農組合が立ち上がりました。その後、高齢化や担い手不足をどうしたらいいか等協議された結果、農事組合法人を立ち上げることで話がまとまったようです。</p> <p>本来ですと農林振興課が来て説明しなければいけないところですが、今日検査の打ち合わせ等ありまして代わって説明させていただいております。</p> <p>8ページをご覧くださいますと「農事組合法人夢ファーム延命の里」の事業計画が出されています。主なこととしましては、出資方法が1口1,000円、出資総額1,190,000円で立ち上げをされました。事業の概要ですが、作付・生産計画は480aを計画されています。水稻が主ですが、コシヒカリ、きぬむすめを作付していかれます。9ページには、組織体制、組織体制図が載っています。10ページをご覧くださいますと、営農の流れということで、(1)水稻、(2)農作業受委託、(3)管理作業が載っています。11ページには、平成26年度から5年間の収支計画を載せておられます。経常利益としては、当初約3,000,000円、3年後には1,070,000円程度で計画されています。これが5年間の収支計画です。12ページをご覧くださいますと、法人の構成員の方13名が載っています。名簿の1番目の門脇廣さんが法人の代表者です。13ページから14ページは、法人が登記をされました履歴事項全部証明書です。法人の創立は1月19日にされましたが、平成26年1月20日付で登記をされたところです。内容的には以上です。</p> <p>農業生産法人の立ち上げには4要件があります。1つ目は、法人形態要件です。「農事組合法人」ということでありまして、これに当てはまります。2つ目は、事業要件であります。主たる事業が農業と関連事業でありまして、その内容がそのとおりになっていますので当てはまります。3つ目は、構成員要件です。農業の常時従事者、農地の権利提供者、農地保有合理化法人等ありますが、これも当てはまります。4つ目は、業務執行役員の経営責任者要件があります。法人の業務執行役員の過半の人が法人の農業や関連事業に常時従事するという事となっております。6人の理事の皆さんはいずれも構成員でありまして、年間150日又は60日の農作業に従事されるという計画でありますので、要件として満たしていると考えます。従いまして、この法人「農事組合法人夢ファーム延命の里」は、4要件を満たしており、資格があると考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、「議事参与の制限」に該当する案件でございます。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番武田委員にはご退席願います。</p> <p>(武田委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、先ほどの事務局からの説明につきまして、質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>「議第186号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承して市長に報告することに異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第186号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承して市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>武田委員には、着席願います。</p> <p>(武田委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第187号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第187号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内、面積は合計3,145㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり200,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は合計392㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり38,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は2,076㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作地が離れており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり240,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は689㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり20,000,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は合計865㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり180,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は合690㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望による」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり100,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△外10筆、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は合計10,856㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり22,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上7件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上7件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請番号4番について、土地代10アール当たり20,000,000円。申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を拡大すると書いてあります。20,000,000円もかけて農業経営で何をされるかということですか。転用するとかではないかと思いますが、もうちょっと他の書き方がある気がします。</p>
事務局	<p>この金額については、運営委員会でも「高いのではないか」との話がありました。場所は図面の11ページをご覧ください。〇〇交流センターの道路を挟んで反対側になります。この場所の隣の斐伊川寄りの土地が、譲受人の□□さんの土地でありまして一体的に農業をするということですか。確認されました〇〇農業委員にも聞きましたが、本人同士で決められたとのことですか。農業委員会といたしましては、初めから転用がわかっている案件は転用の申請の指導をしております。</p>

発信者	議 事 要 旨
1 番	確認された委員さん、どうですか。
3 4 番	事務局の説明のとおりです。
3 3 番	今後は申請書をチェックの上、議案書の表現を考えて理解できるようにしてください。
事務局	おっしゃるとおりですので、今後は慎重に確認し適切な表現を考えます。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第187号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第187号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第188号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページをご覧ください。「議第188号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」であります。</p> <p>それでは、議案書20ページ、21ページ及び別紙資料1-1から1-4をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書21ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△の3筆を加え、計55筆を区域としたいと考えております。資料1-4の2ページに追加の3筆を記載しております。所有者は、〇〇県〇〇市の□□□□さんです。購入予定の方は、県外の方でこの3筆と空き家を購入される予定となっております。承認を得ることができましたら、平成26年2月18日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は11件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手上発言願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第188号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって「議第188号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第189号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページをご覧ください。「議第189号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は、現在の墓地は裏山にあり急傾斜で参拝する道も険しく、住居の近くに新設移転することです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は580㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は共同住宅で、転用理由は、「申請地を造成し、共同住宅を建築する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑、面積は18㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画1台分を整備されます。転用理由は、「自宅より自家用車で通勤する車両が増え、駐車場が不足したため」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は41㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。転用の理由は「道路が狭く、車両も進入できず不便なため道路を拡張する」とのことです。農用地区域外、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.90㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「既存の墓地は自宅から遠い山腹にあり、維持管理しにくく、申請地へ移設して管理したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、5件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第189号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第189号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページをご覧ください。「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は750㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は共同住宅で、共同住宅1棟232.60㎡、駐輪場5.90㎡、物置1棟6.87㎡、駐車区画12台分を建築されます。転用理由は、「申請地を造成し、共同住宅を建築する」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>土地代は、10アール当たり10,666,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番から4番は、□□□□駐車場の案件で、譲受人が全て雲南市です。図面の52ページからを参考にご覧ください。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況宅地、面積は888㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は雲南市です。転用目的は駐車場で、駐車区画35台分を建設されます。転用理由は、「□□□□へ来られる方の駐車場として整備する」ということです。始末書が提出されておりました、「平成5年8月に整備し、駐車場として利用してきた。当時は農地法許可不要であったが、平成21年の農地法改正により転用許可が必要となった」ということです。この平成21年の農地法改正ですが、学校、社会福祉施設、病院、市役所又は町村役場の庁舎（市町村の支所・出張所は含まれない）については、改正前は許可不要となっておりますが、これらの施設が建つことにより、その周辺の土地利用状況が市街化してくるため、農地転用が次々と発生してくることを阻止することをねらいとしたものであります。ご存知のように□□□□は改築事業が計画されております。県と協議をしましたが、現状は駐車場となっておりますが、登記簿上は個人名義の農地として残っており、この状態のまま次に進むことはいけないとの回答があり、病院の担当者と協議を行い、今回の申請が出されたところです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当たり1,286,000円、確認は次に説明します2件の案件を加えると10アールを超えることから、〇〇委員、〇〇委員にさせていただいております。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況宅地、面積は2,050㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は雲南市です。転用目的は駐車場で、駐車区画78台分を建設されます。転用理由、始末書の内容は、先ほどの2番の案件と同じです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当たり1,071,000円、確認農業委員、農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況宅地、面積は3,000㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は雲南市です。転用目的は駐車場で、駐車区画120台分を建設されます。転用理由は、先ほどの2、3番と同じです。始末書が提出されておりました、「平成15年9月に整備し、駐車場として利用してきた。当時は農地法許可不要であったが、平成21年の農地法改正により転用許可が必要となった」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当たり600,000円、確認農業委員、農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号5番から8番は、大東町〇〇地内にあります□□□□、「□□□□」の駐車場の案件で、譲受人が全て雲南農業協同組合です。場所等については、図面の62ページから参考にご覧ください。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は214㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「駐車スペースが狭隘なため申請地を借り受け駐車場とする」ということです。農用地区域外で賃借料は10アール当たり600,000円、確認は次に説明します3件の案件を加えると10アールを超えることから、〇〇委員と〇〇委員に確認していただいております。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は2筆合計932㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画38台分を建設されます。転用理由、賃借料、確認委員、農地区分、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は209㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画5台分を建設されます。転用理由、賃借料、確認委員、農地区分、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は43㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画1台分を建設されます。転用理由、賃借料、確認委員、農地区分、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号9番は12月総会で計画変更申請で説明した案件です。申請番号9番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況雑種地、面積は203㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は雲南市土地開発公社理事長藤井勤さんです。転用目的は宅地造成です。転用理由は、「雲南市の依頼に基づき市道〇〇〇線改良事業に伴う残地を取得し住宅用地として公募により処分する」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の準工業地域に指定されております。土地代は、10アール当り26,256,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして、申請番号10番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況雑種地、面積は617㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□です。転用目的は駐車場で駐車区画17台分を建設されます。転用理由は、「寺院境内には駐車場がなく路上駐車している現状のため、申請地を寺院参拝用駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外です。譲受人の□□さんは□□□の檀家でもあり、寄付をされるとのことで、土地代は無償となっております。確認は〇〇委員で、農地区分、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号11番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は176㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用理由は駐車場で、駐車区画5台分を建設されます。転用</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>理由は、「自宅へ進入する宅地進入路が狭く橋も老朽化し危険であり、又駐車場が手狭なため申請地を譲り受け進入路及び駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当り20,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号12番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は2筆合計1,417㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の建設業者、有限会社□□□□代表取締役□□□□さんです。転用理由は資材置場ほかで、休憩所、事務所、トイレ、倉庫4棟45.50㎡、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「〇〇〇〇線〇〇〇工区（橋梁架替）工事現場の資材置場、駐車場、現場事務所、表土置場として使用したい」ということです。始末書が提出されておりました、「平成25年11月頃より工事用用地として使用してきた」ということです。こちらの案件は一時転用でして、期間は2年間です。農用地区域外としておりますが、農用地区域内に訂正をお願いします。賃借料は、10アール当り70,000円です。確認は面積が10アールを超えることから、〇〇委員、〇〇委員の2名に確認していただいております。許可条項は、農地法施行令第18条第1項第2号の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>以上12件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、議事参与の制限に関わる案件があります。申請番号5番から申請番号8番の案件です。まず、申請番号5番から申請番号8番を除く案件について審議します。事務局からの説明につきまして、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
23番	<p>申請番号12番について、〇〇〇〇線で橋の架け替えを行っています。2筆とも低いところにありまして、□□さんから表土をあげて欲しいとの要望がありました。こうした要望を受けて、有限会社□□□□が工事を行っておられました。事前に着工し大変申し訳なかったとお詫びしておられますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
2番	<p>申請番号2番、3番、4番についてですが、議案書に記載してあることと、先ほど事務局から詳しく説明されたとおりであります。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
22番	<p>申請番号2番から4番について、今回出てきた経過を教えてください。市の関係で他にもあると思いますが、始末書は市長か、担当部長か教えてください。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>病院の経過ですが、昨年の5月に雲南病院の担当者と県の転用許可に係る担当部局であります島根県東部農林振興センターと駐車場の転用許可に係る対応について協議がありました。大東町の時に駐車場にされた段階で、転用申請し地目変更をやっておられれば良かったですが、農地のままで残った状態が続いておりました。議案書に始末書の記載がありますが、この当時に病院の改築をしておられた計画がありまして、その際にその駐車場の場所を埋め立てて資材置場や駐車場にして使っておられました。本当は元に戻されなければいけなかったですけど、それをされずに駐車場として使っておられたということです。ご存知のように、現在病院の改築の計画をしておられまして、「駐車場の状況がこのままではいけない」ということを協議した中で言われ、今回の申請になった経過です。また、始末書についてです。病院の管理者は市長でして、市長名で始末書を出しています。今後、市の始末書の場合は市長になると思いますが、県と協議をしながら進めなければと考えます。</p>
2 2 番	<p>他にも市の土地収用法等により転用となり、整理がついていない箇所もあると思われますので、整理された方が良くと思います。</p>
事務局	<p>関係部局と検討します。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号5番から申請番号8番を除く案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号5番から申請番号8番を除く案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号5番から申請番号8番の案件について審議します。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、13番〇〇委員にはご退席願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	(〇〇委員 退席)
議 長	確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
2 番	みなさんご存知のように、前の大東の葬仙というところですか。今度農協が経営されるようです。今まで駐車場が狭かったために、勝手に出入りするところに止めたりされることもあったようです。また、遠く離れた川の土手まで車を止められていたようです。こういうことではいけないということで、今回土地を取得して駐車場を設けるということです。ご審議をお願いします。
議 長	他にはありませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。
2 4 番	飛び地になっているようですが、駐車場へ行くにはどこを歩いて行かれるのでしょうか。
2 番	現在の駐車場の下の部分が、今回の申請地であります駐車場です。赤川と今回の申請地の間に水路があります。水路と畦畔が建設省の土地です。この上の部分等から入るようになります。
事務局	隣接地の〇〇町〇〇△△-△について、以前に転用等申請されている可能性もありますので、調べさせていただきます。
議 長	他にはありませんか。
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。
	「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号5番から申請番号8番は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第190号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号5番から申請番号8番は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書30ページをご覧ください。「議第191号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は大東町19件、加茂町10件、木次町6件、三刀屋町2件、吉田町1件の計38件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号4番から19番、申請番号30番、申請番号37番の案件がございますので、ご配慮ください。16時15分まで暫時休憩としますので、休憩の間にご協議をお願いします。</p> <p>(14時3分から14時15分まで町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>最初に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号4番から19番、申請番号30番、申請番号37番の案件を除く案件についてお願いします。大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24番	<p>加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
12番	<p>木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
10番	<p>吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号4番から19番、申請番号30番、申請番号37番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号4番から19番、申請番号30番、申請番号37番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号4番から19番の案件についてお願いします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	それでは、申請番号4番から19番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表いただきます。
29番	大東町ですが、農事組合法人□□□□の案件につきましては、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号4番から19番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号4番から19番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号30番の案件についてお願いします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、34番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号30番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
1 2 番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号30番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号30番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号37番の案件についてお願いいたします。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、26番〇〇委員にはご退席願います。 (〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号37番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。</p>
16番	<p>〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号37番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第191号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号37番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。 なお、3月の総会は3月20日(水)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
議 長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
事務局	<p data-bbox="300 454 467 488">【その他事項】</p> <ul data-bbox="319 510 877 645" style="list-style-type: none"><li data-bbox="319 510 877 544">(1) 平成26年度標準農作業料金について<li data-bbox="319 562 877 595">(2) 農地の賃借料情報提供について<li data-bbox="319 613 877 647">(3) 選挙人名簿登載申請結果について <p data-bbox="1412 701 1473 734" style="text-align: right;">以上</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____